

市役所からの大事なお知らせ

2

平成 29 年 4 月から市役所の組織が変わります

社会情勢の変化に対応した、組織機構の見直しを実施しました。
市民サービスを低下させずに、適正な行政運営を図ります。なお、表は変更のあった課のみをお知らせしています。

新		本 庁	旧		
総務課	人事厚生係	←	総務課	人事厚生係	
	文書法制係			文書法制係	
	秘書係			秘書広報係	
	行政改革推進係			行政改革推進係	
危機管理室	危機管理係		消防防災係	消防防災係	
	消防交通係		—	—	
企画政策課	企画調整係		企画政策課	企画調整係	企画調整係
	地域政策係			地域政策係	—
	広報係			—	—
	男女共同参画推進室			男女共同参画係	男女共同参画係
地方創生推進室	地方創生推進係	地方創生推進室	地方創生推進係	地方創生推進係	
	ブランド推進係		ブランド推進係	ブランド推進係	

- 総務課に危機管理室を設置し、消防防災係を危機管理係と消防交通係とします。
- 総務課の秘書広報係を秘書係とします。
- 企画政策課に広報係を設置します。

■問い合わせ先： 総務課 行政改革推進係 TEL：474-1111（内線 233・232）

3

市公共施設等総合管理計画（案）へのご意見を募集します

本市における公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合及び長寿命化などを行うことで、財政負担を軽減及び平準化することを目的とし、公共施設等の総合的かつ計画的な管理推進の基本方針として、公共施設等総合管理計画（案）を策定しました。

この度、市民の皆様からのご意見を反映させるため、市民意見公募（パブリックコメント）を実施します。

- ◆募集期間：2月20日（月）から3月6日（月）まで
計画案については、上記期間中、本庁本館2階財務課、志布志支所3階地域振興課、松山支所1階総務市民課及び市ホームページで閲覧できます。
※市役所での閲覧は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。
- ◆応募資格者：志布志市内在住者、在勤者、在学者
- ◆提出方法：計画案に対して、ご意見のある方は、意見募集用紙に「住所」「氏名」「年齢」等の必要事項を明記し、持参または、ファックス、メールにより提出してください。
- ◆提出先：本庁本館2階財務課、志布志支所3階地域振興課、松山支所1階総務市民課

■問い合わせ先：財務課 管財係 TEL 474-1111（内線 242・243）

- ① もしもの事故・ケガに備えて… 交通災害共済に加入しましょう！（総務課 消防防災係）
- ② 平成 29 年 4 月から市役所の組織が変わります（総務課 行政改革推進係）
- ③ 市公共施設等総合管理計画（案）へのご意見を募集します（財務課 管財係）
- ④ 『特定健診等受診済証』愛称募集！（保健課 保健対策係）
- ⑤ 運動・体育施設の年間利用予約申込みについて（生涯学習課 生涯スポーツ係）
- ⑥ 畑地かんがい用散水器具設置支援事業のお知らせ（農政畜産課 畑かん推進係）
- ⑦ 臨時福祉給付金（経済対策分）のお知らせ（福祉課 社会福祉係）
- ⑧ 公的機関の職員を装った不審電話や還付金詐欺にご注意ください！（保健課 国民健康保険係）
- ⑨ 大隅地域助産師奨学生を募集しています（保健課 保健対策係）

1

もしもの事故・ケガに備えて… 交通災害共済に加入しましょう！

交通災害共済事業は、お互いに掛金を出し合い、不幸にして住民が交通事故により死傷したとき、交通事故の被災者及びその遺族に対し、見舞金が支給される住民のための相互扶助制度です。

- ◆加入できる方：4月1日現在で志布志市内に住居登録されている方は誰でも加入できます（出稼ぎ、就学等で一時的に転出される方も加入できます）。
- ◆共済掛金：1人あたり500円です（中途加入者についても同額）。
- ◆共済期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- ◆加入方法：郵送されている交通災害共済の加入申込書と掛金を一緒に、各金融機関、コンビニにてお申込みください。
- ※市役所内公金取扱所（JAそお鹿児島農業協同組合）については、8時30分から16時まで。（ただし、土曜・日曜・祝日は除く。）
- ※16時以降は、本庁総務課、志布志支所地域振興課、松山支所総務市民課でのお申込みをお願いします。
- ◆申込期間：平成29年3月1日（水）から31日（金）まで
- ※4月1日以降も加入できます。ただし、4月1日以降にお申込みされた方は、領収日の翌日から平成30年3月31日までが共済期間となります。
- ◆見舞金請求期限：事故発生日から2年以内（2年以上経ってから請求されると災害見舞金は支払われません）。

■災害見舞金お支払いの例

- 例1** 小学生が道路を自転車で走行中、転んで骨折し、完治するまで2か月かかった。
（実治療日数25日）
→8等級：3万5千円の見舞金が支払われます。
- 例2** 自動車事故で3か月の入院。退院2か月後再手術のため1か月入院。
その後1か月間リハビリ通院。（実治療日数140日）
→4等級：11万5千円の見舞金が支払われます。



※支払等級の詳細については、申込書裏面の「交通災害共済のとりきめ」をご覧ください。

- 問い合わせ先：●志布志市役所 総務課 TEL：474-1111（内線 215・216）
- 志布志支所 地域振興課 TEL：472-1111（内線 351・353）
- 松山支所 総務市民課 TEL：487-2111（内線 213）